3 石見の道づくり
2. 事務所の管轄する道路

国道9号は京都市から下関市に至る総延長755.0kmの幹線道路です。事務所の管理区間は、江津市・浜田市・益田市・津和野町を通り、山口県との県境までの138.8kmです。その管理は、江津市と浜田市の82.9kmを浜田国道維持出張所が、残りの山口県境まで55.9kmを益田国道維持出張所が担当しています。

国道191号は下関市から日本海側を通り益田市から中国山地を横断して広島市へ至る総延長290.9kmの道路です。事務所の管理区間は、山口県境から益田市中吉田町の国道9号との交差点までの15.4kmを益田国道維持出張所が担当しています。

山陰道は、鳥取県から山口県に至る約380kmの高速道路で、昭和62年に閣議決定された全国約14,000kmの高規格幹線道路の一部です。浜田河川国道事務所の管内では、江津IC（江津道路はNEXCO管理）から石見三隅ICまでと益田道路の一部が開通し、石見三隅ICから遠田ICが工事中です。また、福光・浅利道路は平成28年度に新規事業化となりました。